

船舶事故調査報告書

平成21年10月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員長 後藤 昇 弘
 委員 楠 木 行 雄
 委員 横 山 鐵 男（部会長）
 委員 山 本 哲 也
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成21年3月5日08時55分ごろ、船長が、甲板員Aが行方不明になっていることに気付いた。）
発生場所	不明（甲板員Aが行方不明になっていることに気付いた場所は、山口県長門市長門川尻岬灯台から真方位336°17.5海里（M）付近（概位 北緯34°42.4′ 東経130°49.8′）であった。）
事故調査の経過	平成21年3月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{あさひ} 旭丸、14.98トン YG2-6969（漁船登録番号）、有限会社五嶋水産 16.32m(Lr)×3.45m×1.20m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和55年7月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和50年2月18日 免許証交付日 平成18年3月2日 (平成23年3月1日まで有効) 甲板員A 男性 80歳 受有免許証 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成21年3月5日03時30分ごろ、船長ほか4人が乗り組み、底曳網漁業の目的で、山口県長門市仙崎漁港を出港した。07時00分ごろ同市川尻岬北北西方17Mの漁場に到着して操業を開始し、08時40分ごろから2回目の操業を開始した。 本船は、長門川尻岬灯台から真方位335°16.5M付近で、甲板員Aが漁具投入の目印になるボンデン（樽型の浮子）を投下して、3～4ノットの速力でえい網用ロープを繰り出しながら北進中、08時55分ごろ、漁具（チェーン）投入を伝えるベルが鳴らないので、船長が不審に思い後部甲板に行ったところ、錘用のチェーンが船尾の縁にかかった状態で、担当していた甲板員Aが見当たらなかった。 投入したえい網用ロープを曳くと甲板員Aがボンデンに掴まっていた場

	<p>合、ボンデンとともに沈んでしまうおそれがあったため、本船はその場に漂泊し、近くで操業していた僚船に依頼してボンデン付近を確認してもらった後、えい網用ロープを巻き上げたが、甲板員Aを発見することができなかった。</p> <p>船長は、本船の所属する漁業協同組合を經由して海上保安庁に通報し、海上保安庁、山口県警察及び僚船が捜索を実施した。</p> <p>甲板員Aは、8日12時35分ごろ、長門川尻岬灯台から真方位338°15.9M付近で捜索中の漁船により発見され、溺死と検案された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1</p> <p>海象：風、水温 約16℃</p>								
その他の事項	<p>本船の漁法は小型機船底曳の小手操網漁業で、漁具の展開が扇形になるように最初に船尾から目印となるボンデンを投入し、微速力で進みながらえい網用ロープ、チェーン、漁網等の漁具投入と概ね90°右への変針を順次繰り返して最初に投入したボンデンの位置まで戻り、ボンデンを船上に引上げてえい網を開始するものであった。</p> <p>甲板員Aは、ボンデンを投入したあと船尾でえい網用ロープ等の投入状況を監視し、後部甲板にあるベルにより、漁具投入のタイミングを操船中の船長に知らせていた。他の甲板員は、えい網開始まで、前部甲板及び左舷側中央で漁網の捌きに当たっていた。</p> <p>本船には救命胴衣が備えてあったが、事故当時、甲板員Aを含め乗組員は救命胴衣を着用していなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>死因は溺死であった。</p> <p>甲板員Aが溺死したのは、救命胴衣を着用せずに落水したことによる可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aは、えい網用ロープを延出中に落水した可能性があると考えられるが、その状況について明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>死因は溺死であった。</p> <p>甲板員Aが溺死したのは、救命胴衣を着用せずに落水したことによる可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aは、えい網用ロープを延出中に落水した可能性があると考えられるが、その状況について明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>死因は溺死であった。</p> <p>甲板員Aが溺死したのは、救命胴衣を着用せずに落水したことによる可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aは、えい網用ロープを延出中に落水した可能性があると考えられるが、その状況について明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、山口県長門市川尻岬北北西方沖において操業中、甲板員Aが救命胴衣を着用せずに落水したため、発生した可能性があると考えられる。</p>								